

埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県企業局が発注する水道用機械・電気設備工事（以下「工事」という。）において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 水道用機械・電気設備工事

本要領における水道用機械・電気設備工事とは、「下水道用設計標準歩掛表」を適用して積算し、「埼玉県建築工事監督要綱」を適用した工事をいう。

(2) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(3) 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(4) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注課所の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(5) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、工事施工中に必要となる書類全般をいう。具体的には、埼玉県建築工事監督要綱第11条(4)で規定する書類及びその添付資料とし、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、「確認」等の行為に必要なもののことをいう。

なお、情報共有システムによる書類等の提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した書類等は「署名・押印」がなくても有効とする。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては書類等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各書類に記録されている必要がある。

(6) 遠隔臨場

本要領における遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「検査」を行うことをいう。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 対象とする工事は、原則、当初設計金額1億円以上の工事のうち発注者が指定する工事、または当初設計金額によらず受注者が希望する工事とする。

2 発注者は、工事を公告するに当たり、「埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システムに係る特記仕様書」を添付する。また、発注者が指定する工事を公告するに当たっては、入札公告に情報共有システム活用の対象であることについて明示する。

3 発注者は、発注者が指定する工事において、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。

- 4 発注者は、受注者が希望する工事において、受注者から試行について契約後希望があり、契約後発注者と受注者の協議が整った場合のみ、情報共有システムの活用を認めるものとする。

(対象とする工事帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

- 2 工事現場連絡票については、別紙2「工事打合せ簿」に兼ねることができるものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第5条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(検査後の工事帳票等の納品)

第7条 工事情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態とする。

(情報共有システムの選定)

第8条 本試行において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 情報共有システム提供方式はASP方式とする。
 - (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの（国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件2019年営繕工事編対応状況一覧表」参照）
 - (3) 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの
 - (4) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの
- 2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

(遠隔臨場)

第10条 遠隔臨場の対象工事は、当面、受注者が希望する工事とし、情報共有システムを活用して遠隔臨場を行うことを原則とする。なお、遠隔臨場の内容及び方法については、発注者と受注者で協議し定めるものとする。

- 2 遠隔臨場の利用に係る経費は、受注者負担とする。

(その他)

第11条 本試行要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

- 2 各発注課所は、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、本要領によらず情報共有システムの適用範囲及び要件等について、別途定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告する工事から適用する。

なお、この要領の適用日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できる。

(参考) 公告文の記載例
事】

【情報共有システムの対象として発注者が指定する工

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 () その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。